

アートと花の魅力を活用した誘客促進プロモーション業務

企画提案公募要領（案）

この要領は、青森県のアートと花の魅力を活用した誘客促進プロモーションを実施するにあたり、本業務に係る企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務名

アートと花の魅力を活用した誘客促進プロモーション業務

2. 業務概要

(1) 実施目的

令和6年度に本県で開催される「AOMORI GOKAN アートフェス 2024」を機に、青森県内のアートと花にまつわる観光資源の認知度向上を図り、誘客を促すためのプロモーションを展開する。
[参考：「AOMORI GOKAN アートフェス 2024 ーつらなりのはらっばー」ウェブサイト]

<https://aomori-artsfest.com/>

(2) 最優秀提案者(採用者)数及び見積限度額

①最優秀提案者数:1者

②見積限度額:7,700千円以内(消費税及び地方消費税額を含む)

(3) 履行期限

契約締結の日から令和6年3月27日(水)まで

3. 業務内容

別紙1「アートと花の魅力を活用した誘客促進プロモーション業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

なお、最終的な仕様内容については、本企画提案の最優秀提案者との協議により決定する。

4. 企画提案公募への参加資格

本業務委託の実施に必要な能力を有し、別紙2「アートと花の魅力を活用した誘客促進プロモーション業務 企画提案公募参加資格」(以下「参加資格」という。)に掲げる条件を全て満たしている法人とする。

5. 書類提出先

住所：〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

所属：青森県観光国際戦略局 誘客交流課 国内誘客グループ

電話：017-734-9384(直通)

E-mail：shinkanko@pref.aomori.lg.jp

FAX：017-734-8126

6. 企画提案公募全体スケジュール：詳細については項目7以降を参照

	期限若しくは日程	内容
①	8月22日(火)	企画提案公募の開始
②	8月30日(水)12時	参加表明書(様式1)及び質問書(様式2)の提出期限
③	8月31日(木)17時	質問への回答(全参加表明者に周知)
④	9月6日(水)17時	企画提案書の提出期限
⑤	9月7日(木)～8日(金)(予定)	書面審査の実施(最優秀提案者の決定)
⑥	9月上旬(予定)	審査結果の通知
⑦	9月中旬(予定)	契約締結

7. 企画提案に係る詳細

(1) 参加表明書及び質問書の提出

項目	詳細
提出書類	参加表明書(様式1)及び質問書(様式2。質問がない場合は提出不要)
提出期限	8月30日(水)12時(必着。郵送の場合、発送後であっても、未着の場合は期限内に提出がなかったものとみなすので注意)
提出先	本公募要領「5. 書類提出先」に記載のとおり。
提出方法	メール(土、日、祝日を除く)、郵送・持参のいずれかにより1部提出すること。 ※押印不要
参加資格の可否及び喪失	参加表明書(様式1)を提出した者は、本企画提案公募への参加資格を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。 ① 本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、または、その他不正な行為をしたとき。 ② 本手続きの期間中に、別紙2の参加資格に掲げる要件に該当しなくなったとき。
その他	参加表明書(様式1)の提出後に辞退する場合、速やかに辞退届(様式任意)を提出すること。

(2) 質問への回答(全参加表明者に周知)

項目	詳細
回答日	8月31日(木)17時
回答方法	すべての質問を集約した上で、全参加者に対してメールで回答する。
その他	受付期間以外の質問については回答しないので留意すること。

(3) 企画提案書の提出

項目	詳細
提出書類	様式は任意で、日本産業規格A4又はA3サイズ(折り込むこと)を基本とし、それぞれページを付すこととする。
提出期限	9月6日(水)17時(必着。郵送の場合、発送後であっても、未着の場合は期限内に提出がなかったものとみなす)
提出先	本公募要領「5. 書類提出先」に記載のとおり。
提出方法	持参(土、日、祝日を除く)、または郵送により7部提出すること。

記載内容	<p>別紙1の仕様書に基づき、下記内容を必ず記載すること。</p> <p>① 企画提案内容</p> <p>ア パンフレットの制作及びプロモーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・編集方針 ・掲載コンテンツ例（仕様書4（1）①イの内容について掲載例を記載すること） ・構成、紙面デザインの例 ・規格・内容等 ・パンフレットの配布・普及に係る企画内容 <p>イ ポスターの制作</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画・構成・デザインの方針、デザイン例 <p>ウ その他プロモーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記ア～イ以外のプロモーション施策の企画内容 <p>② 業務全体スケジュール</p> <p>撮影・編集スケジュールも含め記載すること。</p> <p>③ 業務実施体制</p> <p>本業務に従事する人数、部署、担当者等を記載すること。</p> <p>④ 経費積算書</p> <p>本業務の実施に必要な項目が分かるように記載すること。</p> <p>⑤ 参考情報【審査項目外】</p> <p>過去2年の間に、国又は地方公共団体とその種類及び契約規模をほぼ同じく（≒本業務の見積限度額である7,700千円の8割以上）する契約を2件以上締結している場合は、その2件分について下記項目を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方 ・契約名及び主な業務内容 ・契約額 ・契約年月日及び履行年月日
------	---

(4) 書面審査会の実施(最優秀提案者の決定)

項目	詳細
日時	9月7日（木）～8日（金）（予定）
審査員及び方法	企画提案書の内容について、青森県庁職員等で構成される審査員が書面審査を行い、最優秀提案者を選定する。
最優秀提案者の選定	上記(3)「企画提案書の提出」内の「記載内容」に掲げた各項目について、審査員の評価点を元に、審査員ごとに順位付けし、その順位に点数を付けた（1位3点、2位2点、3位1点、4位以下0点）結果の合計点が最も高い1者を最優秀提案者として選定する。 なお、合計点が最も高い者が複数となった場合は、審査員の協議により選定する。
その他	参加者が1者の場合でも、審査会は実施するが、審査員1人あたりの平均点数が満点の1/2未満の場合は「最優秀提案者なし」とする。

(5) 審査結果の通知

項目	詳細
通知日	審査後、速やかに文書により通知(9月上旬)
その他	審査結果についての質問は受け付けない。

(6) 最優秀提案者との契約締結に向けた協議

- 最優秀提案者が提出した企画提案書を参考に、業務内容及び契約額の協議を行う。
- 業務内容に関しては、最優秀提案者の企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、詳細について協議の上、決定する。なお、最優秀提案者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の者と協議を行うことがある。
- 協議が整った場合には、随意契約の相手方として、改めて見積書を徴取した上で、契約を締結する。

9. その他の留意事項

- 本企画提案に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- 本企画提案の実施に当たって要した経費（提出書類の作成、郵送代等）は全て参加者の負担とする。
- 提出された書類等に虚偽の記載がある場合は、当該提案を無効とする。
- 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- 企画提案書等の提出後の修正または変更は原則として認めない。